

産業廃棄物処分業許可証

住所 大阪市住之江区新北島三丁目6番45号

氏名 木材開発 株式会社

〔法人にあっては名称及び代表者の氏名〕 代表取締役 谷 正剛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 平成27年12月2日

許可の有効年月日 平成32年12月1日

複写無効

1. 事業の範囲 (処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。) を記載すること。)

事業の区分 中間処理業
処理方式 破碎
産業廃棄物の種類 木くず、以下余白

2. 事業の用に供する施設

施設の種類 破碎施設
設置場所 福岡市東区東浜二丁目82番16、85番25
設置年月日 平成27年9月25日
処理能力 木くず 237t/日 (12時間)
許可年月日 平成27年2月19日
許可番号 第222号

3. 許可の条件

中間処理及びその処理に付随する行為は、設置場所にある建物内にて行うこと

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年7月15日 住所変更
平成28年11月28日 施設の処理能力変更
平成29年10月2日 廃棄物処理法施行令等の改正 (水銀関係) に伴う許可証の書換え

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無
なし

備考

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。